

令和 2 年 5 月 1 3 日

豊前市監査委員 初 山 吉 治 様
豊前市監査委員 岡 本 清 靖 様

豊前市農業委員会
会長 松 本 克 己

定期監査等の結果について（回答）

令和 2 年 3 月に実施されました定期監査等においてご指摘いただきました事項について、下記のとおり回答いたします。

記

1. 担い手への農地の利用集積・集約化について

農地の保全を図ることが、農業委員会の主たる業務である。

農業従事者の高齢化、後継者不足等により農家人口が減少するなかで、農林水産課や農地中間管理機構等と連携し、農業者への農地利用の集積化を推進している。

平成 31 年 4 月現在の管内の農地面積は、1,792ha、これまでの集積面積は、602ha、集積率は 33.6%となっており、前年と比較して集積率が 2.7%上昇している。今後も担当部署と連携を密にし、安定的な農業経営を行うことができる認定農業者を確保し、農家の負担を軽減する方法で農地利用の効率化を図ると共に「人・農地プラン」を活用し、農地利用の集積・集約化に努められたい。

【措置内容】

農地利用の適正化を図ることは、農業委員及び農地利用最適化推進委員の必須業務となっています。その中でも、農地の集積化、集約化は農業経営を安定かつ効率良く進めていくためにも大事な活動です。関係部署と協力しながら、「人・農地プラン」を活用し、農地利用の集積・集約化に努めます。

2. 遊休農地に関する措置について

平成 31 年 4 月現在の管内の農地面積は、1,861ha(農地法第 30 条第 1 項の規定による農地の利用状況調査により把握した同法 32 条第 1 項第 1 号の遊休農地含む)、遊休農地面積は、69.2ha であり、割合は 3.7%と前年同様であるが、遊休農地面積は、0.7ha 解消している。

今後、耕作者の高齢化による労働力・担い手不足が益々深刻になると見込まれるため早急な取り組みが必要である。

令和元年度の活動として農地の利用状況の調査のため、8 月～9 月にかけて農業委員 12 名、農地利用最適化推進委員 10 名が、航空写真を参考に地域ブロック単位に分かれて、農業振興地域内農地を中心にパトロールを実施している。

今後は、農地利用の確認、遊休農地の実態把握と発生防止・解消のためパトロールの実施回数を増やす等、充実・強化を図りたい。

【措置内容】

農地パトロールについては、毎月『5』のつく日を『パトロールの日』とし、地域の農地の状況の把握に取り組んでいます。また、毎年 8 月ごろに荒廃農地、荒廃解消農地、違反転用を把握するための農地の全体調査を行っています。把握した荒廃農地については解消に向けて、荒廃農地の所有者への意向調査や耕作可能な農地を農業者へ耕作依頼するなどなお一層の充実・強化を図ります。

3. 違反転用への適正な対応について

平成 31 年 4 月現在の管内の農地面積(1,792ha)に対する違反転用面積は、0.3ha と割合は 0.017%であり、前年と比較して違反転用面積は、0.49ha 減少している。

今後も税務課・固定資産税係や地元農業委員等と連携を密にし、新たな違反転用の発生防止に努められたい。

また、登記簿が農地で、現況が農地以外のものを抽出し、過去の転用の有無や農業用施設(許可不要施設)等を調査し、現状を把握されたい。

更に、8 月～9 月実施の農地一斉パトロール活動を強化し、市民からの転用の相談等の機会を捉え、その都度指導できるよう、活動を継続されたい。

今後も市報や市ホームページ等にて違反転用防止等の記事を掲載し、違反転用に対する罰則(農地法第 64 条)についても周知させる等市民の意識向上を図られたい。

【措置内容】

違反転用の防止に向けて、税務課や地元農業委員との連携強化に努めます。登記

簿が農地で、現況が農地以外のものを抽出し、過去の転用の有無や農業用施設（許可不要施設）等を調査し、現状の把握及び違反転用疑いの調査をいたします。また、農地全体調査で違反転用を発見した場合は、所有者へ転用指導を行います。市報や市ホームページ上でも周知をし、市民の意識のなお一層の向上を図ってまいります。

4. 農業者年金加入推進の取組について

令和2年1月末の農業者年金受給者は31名であり、新規加入者は2名である。今後もJA、農業委員等と連携し、活動計画の策定・加入推進名簿の更新が必要である。

また、加入推進部長と連携をとり、農業委員等を対象とした研修会の実施と対象者への働きかけとして、戸別訪問を実施する等加入について推進を図られたい。

更に、広報活動として市報やJAだよりに掲載するだけでなく、広く農業者が集まる機会や青色申告学習会等を利用して、税制メリットを活用できる中高年齢層の農業者へ働きかけられたい。

【措置内容】

毎年、地区審査会後に農業委員、農地利用最適化推進委員に対し、農業者年金の勉強会をしています。また、農業者年金加入条件を満たすと思われる方への加入促進を図っていきます。また広く農業者が集まる機会や青色申告学習会等を利用して、税制上のメリットを農業者へ周知していきます。

5. 証明書発行事務について

農地基本台帳に基づく耕作証明書等発行の際には、個人情報保護の観点から本人来庁の場合は本人確認、代理人が来庁した場合は、委任状及び代理人確認が必要であるが、あらかじめ定められた取扱いがされていないものが見受けられた。適正な事務処理となるよう改善されたい。

【措置内容】

耕作証明書等発行の際には、本人確認及び代理人確認を徹底します。

6. 起案文書について

今回の監査では、起案文書に決裁日、施行日、施行方法、廃棄日のないものが散見された。今後は、豊前市文書管理規程及び総務課より通知されている「文書起案の注意事項」に則り、適切な事務処理となるよう努められたい。

【措置内容】

「文書起案の注意事項」に則り、必要な項目について記入します。

7. 備品台帳の整備について

今回の監査では、提出された備品台帳に記載されていた2つの備品が廃棄されており現物が見当たらなかった。また、台帳に机、椅子、テーブル、書棚等の記載がなく、不十分な面が散見された。

今後は、備品を購入する際、また廃棄する際は必ず台帳に記載し、定期的に現品と照合する等の点検が必要である。備品の管理が軽視されることのないよう、より一層効果的な財産の管理に努められたい。

【措置内容】

備品台帳を整備し、定期的に点検を行うことにより、効果的な財産の管理に努めます。